

川上村漁業協同組合奈内共第18号、奈内共第19号、奈内共第20号、奈内共第21号、
奈内共第22号、奈内共第23号及び奈内共第24号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、川上村漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する奈内共第18号、奈内共第19号、奈内共第20号、奈内共第21号、奈内共第22号、奈内共第23号及び奈内共第24号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、にじます及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法
あ ゆ	竿釣、ころがし、刺網、投網、やす、たくり
あ ま ご	竿釣
に じ ま す	竿釣
う な ぎ	竿釣、よづけ、もどり

2 次の表の左欄の漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣・ころがし	釣竿 1人1本
投 網	1人1統
刺 網	網全長20m以下、1人3銃以内
よ づ け	1人20本以内
も ど り	1人3箇所以内

- 3 次の表のア欄の漁具・漁法によるあゆを対象とする遊漁は、イ欄の区域内において、それぞれウ欄の期間中でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区 域	ウ 期 間
投網、刺網 やす、たくり	奈内共第18号、 奈内共第20号及 び奈内共第23号 の漁場区域	8月15日から10月31日までの期間内で組合が 定め公表する期間内
ころがし		8月1日から10月31日までの期間内で組合が 定め公表する期間内
毛針釣		5月26日から10月31日までの期間内で組合が 定め公表する期間内

- 4 次の左欄の区域においては、右欄の期間中、前項の規定にかかわらず竿釣以外の漁具・漁法を使用してあゆの遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
川上村白川渡にある谷口橋より上流の中奥 川の区域内で組合が定め公表する区域内	5月26日から9月30日までの期間内で 組合が定め公表する期間内

- 5 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 爆発物使用漁法
- (2) 水産動物を麻痺させ又は死なせる有毒物使用漁法
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法
- (5) びん漬漁法（セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。）
- (6) 撒き餌による遊漁

（遊漁期間）

- 第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月26日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
あまご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内
にじます	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内
うなぎ	5月26日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内

- 2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示又は新聞に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
1. 川上村大字井光の井光養魚場の入口にある通称ロータリー橋の下流基柱より上流の井光川本支流の区域 〔上記井光川の支流の河川名は、小谷川、笹野川、若山川、大谷川〕 2. 大迫ダムの1区域（別紙の区域） 3. 川上村大字神之谷430番地の11の三之公川本流右岸側に設置された山村体験交流施設（管理棟）の上流側壁面の延長線から上流の区域	1月1日から 12月31日まで

(特別区域)

第6条 次の表のア欄の区域を特別区域とし、当該特別区域におけるイ欄の魚種を対象とする遊漁期間は、第4条の規定にかかわらずウ欄の期間とする。

ア 区 域	イ 魚 種	ウ 期 間
A. 川上村東川馬場の谷堰堤より下流 1,000mの流域内の中井川の区域	あまご	3月1日から9月30日まで
	にじます	1月1日から12月31日まで
B. 川上村高原関西電力用水取入口より 下流1,100mまでの流域内の高原 川の区域	あまご	3月1日から9月30日まで
	にじます	1月1日から12月31日まで
C. 川上村井光養魚場の入口にある通 称ロータリー橋の下流基柱より下 流約300mの第3号堰堤までの流域 内の井光川の区域	あまご	3月1日から9月30日まで
	にじます	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第7条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ま ご	10センチメートル
う な ぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。

次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に2,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	竿釣	1日	解禁日より終期まで 3,000円
		1年	8,000円
			中学生及び心身障害者と70歳以上の年券購入者 (年齢を証明できるものが必要) 5,000円
	刺網投網	1日	6,000円
		1年	10,000円
			中学生及び心身障害者と70歳以上の年券購入者 (年齢を証明できるものが必要) 5,000円
	やすたくりころがし	1日	3,000円
竿釣、刺網、投網の年券購入者は当該年券での遊漁可			
うなぎ	竿釣、よづけ、もどり	1年	5,000円
あまご	竿釣	1日	解禁日から15日間 3,500円
			解禁日16日目から9月30日まで 3,000円
		1年	10,000円 中学生及び心身障害者と70歳以上の年券購入者 (年齢を証明できるものが必要) 7,000円
あゆあまご	竿釣	1年	13,000円
			中学生及び心身障害者と70歳以上の年券購入 (年齢を証明できるものが必要) 10,000円
			女性 8,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住所	販売店	住所	販売店
----	-----	----	-----

迫 西河 寺尾 北塩谷 井戸	川上村漁業協同組合事務所 山本幹夫 中平木由造 上田一元 上村弘子	大滝 迫 白川渡 入之波	上東宏行 栗山秀夫 クリヤマ 下西良充
----------------------------	---	-----------------------	------------------------------

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずそれぞれ右欄のとおりとする。

未就学の幼児及び小学生	無料
-------------	----

4 前各項の規定にかかわらず、特別区域においてする遊漁の遊漁料及び納付場所は、次の表のとおりとし、あまご又はにじます1kgを目の前で放流するものとする。

区 域	魚 種	漁具・漁法	期間	遊 漁 料	納付場所
A. 川上村東川馬場の谷堰堤より下流1,000mの流域内の中井川の区域	あまご にじます	餌 釣 ルアー釣 フライ釣	1 日	5,000円	うのがわ 中井溪谷 事務所
B. 川上村高原関西電力用水取入口より下流1,100mまでの流域内の高原川の区域	あまご にじます	餌 釣 ルアー釣 フライ釣		5,000円	たかはら 木地が森 溪谷釣場 事務所
C. 川上村井光養魚場の入口にある通称ロータリー橋の下流基柱より下流約300mの第3号堰堤までの流域内の井光川の区域	あまご にじます	餌 釣 ルアー釣 フライ釣		4,500円	井氷鹿の 里溪谷釣 場事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認を受けた者の氏名、住所
- (2)承認期間
- (3)魚種
- (4)漁具・漁法
- (5)遊漁区域
- (6)遊漁料の額
- (7)注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

(1) 青木 (大曲の下)

(2) 下多古 (こけ岩)

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻

しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月2日から施行する。

